

## 児童生徒性暴力等の防止対策について（たたき台）

学校企画課

### [本資料の位置付け]

- ・ **資料 1**の項目建て（ゴシック体）に従い、学校企画課関係分について、「総合対策」に盛り込む具体的な取組の案（明朝体）を記載
- ・ 県教育委員会として策定する対策のたたき台として作成しているため、各取組の対象は、県教育委員会が権限を有する範囲を想定

## 第 1 未然防止

### 1 教職員に対する啓発

#### (1) 児童生徒性暴力の防止に係る研修の実施

- ・ 現在、以下の各種研修において、各教職員に児童生徒性暴力等の未然防止について当事者意識を持たせるため、児童生徒性暴力等の現状や被害者等に与える影響を学んだ上で、未然防止のための演習を実施
- ・ 今後も引き続き、これらの研修において、内容を更新・充実させながら、児童生徒性暴力等の未然防止を重点的に取り扱う。
  - ① 管理職等に対する研修（管理職研修、新任主幹教諭研修、教頭採用昇任予定対象実務者研修）
  - ② 経験年数に応じた研修（初任者研修、6年目研修、中堅教諭等資質向上研修）
  - ③ 学校事務職員研修
  - ④ 新任講師等研修

#### (2) 各学校における研修

- ・ これまで、各教職員が児童生徒性暴力等の未然防止を自らの問題として捉えて行動するよう促すため、事例研究など演習的要素の導入、視聴覚教材の活用等の工夫を講じて校内研修を行うよう、県立学校や市町村教育委員会に周知
- ・ 県立学校では、児童生徒性暴力等やセクシャル・ハラスメントの防止を含む服務規律の確保に係る研修を年3回実施
- ・ 今後も校内研修の着実な実施について指導するとともに、研修資料（事例集等）の充実を進める。

#### (3) 全教職員を対象とする指導

- ・ 例年、長期休業に際し、県立学校及び市町村教育委員会に対し、教育職員等の服務等について通知

- 令和5年度の夏季休業に際する通知においては、児童生徒性暴力等の根絶や、そうした行為に繋がる可能性が高い行為（SNSによる私的なやりとり等）の禁止について、通知の冒頭で重点的に指導  
〔参考1〕「夏季休業中における教職員の服務、学校の施設管理、生徒指導等について」（令和5年7月7日付け通知）
- 今後の通知においても、発出時の状況に合わせて内容を見直しながら、児童生徒等性暴力の根絶等について指導を継続

#### (4) 管理職への指導

- 県立学校及び市町村立学校の校長を対象とする会議等において、(1)～(3)の内容をはじめ、服務規律の確保について周知徹底

## 2 児童生徒等に対する啓発

- 各種相談事業の実施【保健体育課】
- 生命（いのち）の安全教育の実施【子ども安全支援室】

## 3 校内の環境・体制整備

### (1) SNS等の取扱い・電子機器の管理

- これまで、①SNS等による教職員から児童生徒への私的連絡は絶対に行わないこと、②部活動指導等に関して、やむを得ず継続的に児童生徒とSNS等により連絡する必要がある場合は、指定の様式にて事前に管理職の承認を得ること等を指導  
〔参考2〕「教職員による児童生徒への連絡等に係る適切な対応について」（平成27年11月27日付け通知）
- 令和5年度の夏季休業に際する通知においては、平成27年の通知内容に加えて、①事前承認を得ない又は私的な内容のSNS等によるやり取り等の行為それ自体が懲戒処分等の対象となること、②こうした行為が行われていないか、各学校において管理職は再度確認すること等を指導  
〔参考1〕を参照
- また、教職員による学校内での盗撮事案を受け、教職員個人が所有するスマートフォン等の電子機器の職場内における取扱いを確認するよう、県立学校及び市町村教育委員会に対して周知  
〔参考3〕「教職員の服務規律の確保について」（令和4年9月1日付け通知）
- 今後も引き続き指導内容を周知徹底するとともに、SNS等による教職員と児童生徒の不適切なやり取りを防ぐ実効的な対策を検討

## (2) 密室状態の回避

- これまで、①教育相談等を除き、児童生徒と一対一になる指導を避けること、②業務上、管理職の許可がある場合を除き、児童生徒を教職員の自家用自動車に同乗させないこと等を指導

〔参考2〕を参照

- 令和5年度の夏季休業に際する通知においては、平成27年の通知内容に加えて、教職員と児童生徒が宿泊を伴う遠征等に参加する場合、教職員が宿泊先の自室に児童生徒を招き入れたり児童生徒の部屋を訪ねたりすることは絶対に行わないこと等を指導

〔参考1〕を参照

- 今後も引き続き指導内容を周知徹底

## (3) 施設管理

- 校内における教職員と児童生徒の密室状態の回避（再掲）
- 不審物の点検の徹底

## (4) 校内体制の整備

- 引き続き、人権侵害根絶に向けた校内体制の確立について、各学校の取組状況を確認

〔参考3〕を参照

## (5) 管理職に相談しやすい雰囲気づくり等

- これまで、不祥事の未然防止の観点から、教職員が管理職に相談しやすい雰囲気づくりや教職員との面談機会の確保等について、県立学校及び市町村教育委員会に対して周知

〔参考1〕を参照

- 管理職が教職員の状況を適時に把握し、気になる状況に対し迅速な対応を講じられるよう、今後も引き続き上記の指導内容を徹底

#### 4 新規採用・任用に当たっての対応

##### (1) 処分歴・教員免許執行歴の確認

- ・ 教員免許を要する職への採用に当たっては、児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効した者等（特定免許状失効者等）に係る国のデータベースにより、処分歴等を確認
- ・ 改姓者については改姓前後の氏名で検索するなど、徹底した確認を実施  
→ 児童生徒性暴力等を起こした者を採用しないことを徹底

##### (2) 任用時のための人物確認の徹底（教員免許の有無に関わらず実施）

- ・ (1)と併せて、非常勤の教職員を含め、任用時の人物確認を徹底し、服務規律に関する認識等を見極めた上で、任用の可否を慎重に判断

#### 第2 早期発見【子ども安全支援室】

- 1 定期的なアンケート調査や相談等の実施
- 2 通報・相談を受け付けるための窓口整備

### 第3 早期対応

※ 以下1～5の対応フローについて、「学校危機管理の手引き」への記載の検討を含め、マニュアル化を進める

〔参考4〕：学校危機管理の手引き（改訂版）表紙・目次（令和5年4月）

#### 1 事案認知後の報告（教職員から管理職、管理職から学校設置者等）

- ・ 児童生徒性暴力等の疑いがある事案を認知した教職員はその旨を直に管理職に報告
- ・ 報告を受けた管理職は、直ちにその旨を設置者に報告

（注）教育職員等による児童生徒等性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）（以下「法」という。）第18条第1項及び第4項の規定により、「児童生徒性暴力等の事実があると思われるとき」には、法律上の義務として報告が必要

#### 2 児童生徒等の保護・支援（プライバシー保護を含む）【子ども安全支援室】

#### 3 児童生徒性暴力等を行った疑いのある教職員への措置（児童生徒等との接触回避等）

- ・ 管理職は、1の報告と並行して、当該教職員による児童生徒性暴力等の事実の有無を確認
- ・ この間、管理職は、当該教職員と被害を受けた疑いのある児童生徒との接触を避けるための措置を講じる

（注）法第18条第4項及び第6項の規定により、「児童生徒性暴力等の事実があると思われるとき」には、法律上の義務として、調査及び接触回避のための措置が必要

#### 4 設置者による調査（潜在事案を含む）

- ・ 1の報告を受けた学校設置者は、当該教職員及び管理職への聞き取り等を行い、当該事案の内容はもちろん、当該教職員による潜在事案の有無・内容についても調査を実施
- ・ その際、必要に応じて、医療、心理、福祉及び法律の専門家の協力を得る。

（注）法第19条第1項の規定により、「児童生徒性暴力等の事実があると思われるとき」に管理職から報告を受けた学校設置者は、法律上の義務として、当該事案に関する調査実施が必要

## 5 警察等との連携【子ども安全支援室・学校企画課】

- ・ 1の報告を受けた学校設置者は、速やかに事案を警察に相談し、必要な対応を協議。通報・告発を要する場合は、学校又は学校設置者が直ちに実施

(注) 法第18条第7項の規定により、「児童生徒性暴力等の事実があると思われるとき」であって「犯罪の事実があると認めるとき」においては、学校は、法律上の義務として、所轄警察署に通報し、当該警察署と連携して当該事案に対処することが必要。また、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定により、公務員は、「その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」。

## 第4 厳正な処分等

### 1 懲戒処分

- ・ これまで、「教職員の懲戒処分及び公表の指針」に基づき、児童生徒に対してわいせつ行為を行った教職員は、刑事処分を待たずに懲戒免職の処分を執行
- ・ しかし、「わいせつ行為」の定義については、現存しない犯罪名が掲げられていたり、行為者の「わいせつ目的」を要件化していたりと、法第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等の定義との乖離があり、必ずしも児童生徒性暴力等を行った教職員を免職とはできない状況
- ・ 今後、速やかに「教職員の懲戒処分及び公表の指針」の見直しを行い、児童生徒性暴力等を行った教職員は免職とすることを基本とし、その旨を周知徹底  
〔参考5〕：教職員の懲戒処分及び公表の指針(平成19年12月20日)

### 2 教育職員免許状再授与審査会の設置

- ・ 法第22条第1項の規定により、特定免許状失効者等については、失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等により再授与が適当であると認められる場合に限り、免許状の再授与が可能となる。
  - ・ 再授与審査の公正性や専門性を確保するため、同条第2項の規定に基づき、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者(医療、心理、福祉、法律の専門家等)で構成する「教育職員免許状再授与審査会」を県教育委員会に設置(令和7年度までに)
- 特定免許状執行者等に対する免許状の再授与に当たっては、審査会の意見を踏まえ、授与権者(県教育委員会)として慎重に判断